令和８年11月20日

# 工事及び業務委託におけるクマ対策費用計上の取扱いについて

1　費用計上の対象

本市が発注するすべての建設工事(以下「工事」という。)及び建設工事に係る業務(以下「業務委託」という。)

なお、適用地域は長野市全域とする。

2　費用計上の取扱い（積算）

(1) 原則、設計変更（変更契約）での対応とする。

(2) 発注者は、受注者から提出される工事施工（業務委託）協議書において、対策内容（安全対策計画書、購入品の見積書等）を確認の上、設計変更の対象とする旨を指示する。

(3) 受注者は、クマ対策完了後、その内容が確認できる資料（写真や領収書等）を発注者に提出する。

(4) 発注者は、上記 (3)文中の資料からクマ対策が適切に実施されていることを確認し、変更設計書に費用を計上する。

3　費用計上の方法（積算基準）

提出された領収書等において実費（税抜き単価）を確認の上、以下のとおり計上する。

なお、実費に含まれる諸経費等は対象外とする。

(1) 工事は、共通仮設費の安全費に積上げ計上とする。

(2) 業務委託は、直接経費の安全費等に積上げ計上とする。

4　クマ対策携行品

クマ対策携行品（熊スプレー、熊ホーン、鈴等）は、国が示す「工事現場等におけるクマ対策の事例集」等を参考とすること。

携行品の数量は、作業範囲や作業者数等から判断し、監督員と協議の上決定すること。

また、様々な現場で使い回せる携行品については、現場ごとに毎回購入することのないよう留意し、転売等の不正は行わないこと。

5　その他

(1) 本通知は、発出日以降に公告する工事及び業務委託から適用するが、現在、契約期間中のものについても適用可能とする。

(2) 工事（業務委託）現場においてクマの目撃、人身事故発生、又は行政による出没情報等が発生した場合は、直ちに発注者（担当課）へ報告・相談すること。

(3) クマ対策は現場環境改善費の項目（安全関係）として挙げることも可能であるが、その場合は対策項目が本取扱いと重複しないように留意すること。